

令和２年度 第２回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和２年１２月２４日（木）	
招集の場所	市役所３階第３会議室	
開会・閉会の時間	開会 令和２年１２月２４日１３時００分	
	閉会 令和２年１２月２４日１４時４０分	
◎会 長 ○副会長	氏 名	出欠等の別
	池 原 富貴夫	○
	佐々木 佳 代	○
	高 崎 啓 子	○
	丹 さく子	○
	石 井 みちよ	○
	◎宮 川 朱 実	○
	我 妻 道 生	×
	田 村 由 紀	○
	中 川 孝 道	○
	土 屋 和 秀	○
	○土 屋 亮 太	○
	鈴 木 光 一	×
事務局	部 長 森 秀樹	×
	課 長 中澤 一志	○
	副主幹 押尾 忠久	○
	副主幹 押切 功	○
	主 査 戸村由美子	○
	主査補 秋葉 真澄	○
議 題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

令和２年度第２回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和２年１２月２４日（木）
午後１時から
場 所 本庁舎３階第３会議室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 題

（１）富里市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画（素案）のパブリックコメント実施について

（２）富里市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画（素案）について

４ その他

５ 閉 会

1. 開 会
 2. 会長あいさつ
 3. 議 題
 4. そ の 他
 5. 閉 会
-

1 開会 ⇒ 事務局より

2 会長あいさつ（宮川会長）

3. 議題

（１）富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）のパブリックコメント実施について【資料 1】

（事務局） それでは、本題の「3. 議題」に入っていきたいと思います。

介護保険条例第 16 条の規定に基づき、本会議の議長は、宮川会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（宮川会長） それでは、議事に移りたいと思います。

本日の議題は「（１）富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）のパブリックコメント実施について」と「（２）富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）について」の二つでございます。

それでは、議題に移らせていただきます。

「（１）富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）のパブリックコメント実施について」事務局よりお願いいたします。

（事務局） 事前にお配りしました資料 A を御覧ください。着座にて説明をさせていただきます。

資料 A は「意見を募集します 富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）」になります。

市では、誰もが地域の支え合いにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、老人福祉法と介護保険法の規定により、富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定に取り組んでいますということで、パブリックコメントの実施になります。広報の 12 月 1 日号に掲載と、同日の 12 月 1 日に市のホームページについても、こちらの内容を掲載いたしました。募集期間は、12 月 8 日火曜日から 12 月 28 日月曜日までということになっています。

現時点で窓口での提出、メール、ファックスでの提出等々、0 件ということになっております。28 日までということになりますので、最終日までに意見があるかどうか、事務局でも確認はしていきたいと思います。

閲覧場所としては、高齢者福祉課窓口、日吉台出張所窓口、同じ市役所の敷地内にあります市民活動サポートセンターの窓口、あとはホームページ内ということで、閲覧場所の展開をさせていただいております。

なお、事前にお配りしました計画の素案は、全部で 88 ページございますが、パブリックコメントで提示した内容については、そのうち 78 ページまでをパブリックコメントということで公開しております。保険料の詳細のところと事業費以降については、公開していません。運協の委員の皆様には、最後まで

ージの御提供という形を取らせていただいております。

また、後で説明する形になりますが、65 ページから 78 ページの各サービスの回数とか、人数の見込みについては、今後、国の見える化システムを使いながら、推計値を出していく形にはなります。今後、若干の修正等があると国からも連絡が入っておりますので、今、お渡ししている各サービスの回数、件数、人数等々、若干変わっていくものもあると思いますので、御承知おきください。ただ、主としては、御提示している保険料等々になるべく変化がないような形で、中身については詰めていきたいということで考えております。現時点では、パブリックコメントは 0 ということです。

以上です。

(宮川会長) ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(2) 富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）について

(宮川会長) それでは、ないようですので、次に「(2) 富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（素案）について」事務局よりお願いいたします。

(事務局) 冒頭に素案の資料のページがかなり多いものですから、3 ブロックに分けて、これから各担当で説明をしていきたいと思っております。

最初の 3 ページから 27 ページの部分については、本日いらっしゃっております、株式会社ぎょうせいから説明をお願いしたいと思います。

第 2 ブロックについては、28 ページから 64 ページ、地域福祉での支援の市の施策については、包括支援班班長より後ほど説明があります。

最後に第 3 ブロック、65 ページから最後まで、事業費と保険料の部分については、介護保険班班長より皆様に説明していきたいと思っておりますので、まずは株式会社ぎょうせいから説明をよろしくをお願いいたします。

(株 ぎょうせい) それでは、私、株式会社ぎょうせいの堀内から説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。それでは、お手元の素案の 3 ページから御説明していきたいと思っております。3 ページは、第 1 章、計画策定の概要です。ここで計画の背景、趣旨を述べておりますが、今回、第 8 期に関しましては、中段辺りに書いているのですけれども、団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年を見据えて、推計等をかなり長期まで出しながら、計画を策定することを求められています。

前々回から、地域包括ケアシステムの構築が求められる中で、さらに前回の計画から地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくことも、引き続き求められております。

さらに近年の自然災害の増加、新型コロナウイルス感染症の流行への対応といったようなことも、取り組んでいく必要がありますという形で、第 8 期の計画、そういう大きな流れという形になってございます。

4 ページを御覧ください。計画の位置づけということで、下の図を見ていただければと思うのですけれども、やや黒くグレーになっているところが当計画です。富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画ということになっております。

市の総合計画を再上位計画として、その下に地域福祉計画・地域福祉活動計画がありまして、その下に本計画が位置づけられています。そして、県の計画、

その他の市の計画と連携、調和をしながら、策定をしているところでございます。

5 ページを御覧ください。計画期間です。第 8 期の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間という形になっております。

6 ページは、計画の策定体制について、触れております。アンケート調査を 4 種類実施しました。先ほど訂正で 13 ページという話が出てきましたが、後で見いただければと思います。13 ページにどういう調査を行ったかということがまとめられております。運営協議会で策定をしていく。パブリックコメントも実施していく形で、この計画が策定されているところが説明されております。

7 ページは、第 2 章、本市の現状ということで、まずは近年の人口の推移について、触れております。ここのグラフを見ていただくと分かるのですが、ほぼ横ばいで総人口は推移してきている中、一方で、グラフの上二つは、高齢者のブロックとなりますけれども、これを見ていただくと、少しずつですが、高齢者が増えてきていることがお分かりいただけると思います。令和 2 年度で 65 歳以上の高齢者人口は 28.2% という形になっております。高齢化率は増加し続けています。

8 ページを御覧ください。この辺りは既に触れてきているところではあるのですが、簡単に済ませますが、認定率は、何回か触れておりますが、非常に低い値で推移できているということで、ここまでは来ているということでございます。

9 ページを御覧ください。独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯ということで掲載しております。独り暮らし高齢者は、統計上、平成 30 年度、令和元年度にかけて、独り暮らし高齢者数、率も少し減少しております。

ただ、その下の高齢者のみの世帯を見ていただくと、高齢者のみの世帯数自体は、2、350 世帯という形で、一貫して増え続けてきていますので、今後、独り暮らし高齢者数が増えていくことも十分に考えられる状況にあると思われます。

10 ページです。将来人口です。コーホート要因法によって、今回の推計をしております。これで見ますと、ここは年度ではなく、年ですけれども、令和 3 年以降、高齢化率も徐々に上がっています。

右に行きますと、がくんと上がっているように見えるのですが、ここだけ令和 22 年です。間を飛ばしてあるので、急に上がっているように見えますが、右端の令和 5 年の後が令和 7 年、令和 22 年とちょっと飛んでいますので、御注意ください。

これで見ますと、30% までは高齢化率はしばらく届かないのですが、ゆくゆくは 30% を超えます。とはいえ、令和 22 年でも 32% というのは、全国的には低いほうだと思います。

11 ページです。認定者数と認定率の推計になっております。

令和元年度が最新の確定値というか、実績値になるわけなのですが、これが 10.6 であるのが、第 8 期の計画期間の終わりの令和 5 年度で 12.1%、令和 7 年度で 13%、令和 22 年で 18.2% という形で、徐々に増えていくのではないかと推計はしております。

12 ページは、介護保険施設等の状況ということで、今回の第 7 期にはなかったデータなのですが、今回、国から有料の老人ホームとサービス付高齢者住宅に関わる情報連携の強化、設置状況等の記載ということが求められている形なので、このような表を掲載することになっております。

13 ページです。今回の計画策定のために、市の介護をめぐる様々な状況を把握するために、4 種類の調査を実施しております。この調査に関しましては、

既に報告させていただいているかと思いますが、内容としては繰り返しになると思いますので、割愛させていただきたいと思います。

飛びまして、22 ページです。第 3 章、計画の基本的な考え方ということで、計画の基本理念をここで記載しております。こちらは基本的には第 7 期の基本理念「ともに支えあい笑顔が生まれるまち」という形で、そのまま引き継いで設定しておりますが、皆さんから御意見等があれば、出していただければと思います。

23 ページです。計画の基本指針のところ、上の（１）は国の基本指針であります。国の基本指針は、大きく七つほど項目がありまして、そこに抜粋してありますけれども、そのような項目について、取り組むようにという形で、今回の計画に沿って、記載等を修正、変更して、それに組み込んでいくという流れになっております。

その下半分の（２）本計画の基本指針のところ、今回の計画は、これまでの第 7 期の計画を引き継ぎながら、五つの基本指針を掲げております。基本指針は 1 から 5 までありますけれども、介護、予防、医療、住まい、生活支援、これは地域包括ケアシステムのそれぞれの領域を示しているわけですが、前回第 7 期と変わったところについて、簡単に触れておきます。

基本指針 1 の介護のところでは、第 2 段落の後段辺りです。介護人材の確保、ロボットや ICT の活用、そのようなことにより積極的に取り組んでいくことです。

23 ページの一番下の段落です。保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況の検証等を行っていく PDCA サイクルを適切に回しながら実施していくとともに、介護関連データの利活用も推進していく、そのようなことを今回は追加して記載しております。

24 ページの基本指針 2 です。予防の一番最後のところです。認知症に関しては、今回、やや大きく組み替えた内容がありますけれども、令和元年 6 月に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づいて、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪とした施策を推進していきますというところを付け加えております。

25 ページになるのですが、基本指針 5 の最後の部分です。移動手段の確保について、公共交通の在り方などを検討していくというのは、市独自の考えとして付け加えた部分という形になってございます。

26 ページは、日常生活圏域の設定ということで、これを第 7 期から引き続いて、3 圏域で設定していることは変わらないところでございます。

27 ページです。PDCA サイクルを回していくというのは、以前からずっと言われてはいることなのですが、これをより密接に行っていくことが、今まで以上に求められているというところでございます。

そうということで、前段の説明は以上でございます。

（事務局） それでは、第 2 部について説明いたします。着座にて説明させていただきます。

第 4 章の基本指針ごとの施策の文章で、幾つか資料に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

34 ページの中段でございます。③総合相談支援事業の表内最下段の平成 30 年度の実績値「6,140」を「6,722」に修正願います。

同じくその隣、令和元年度の数値、実績値でございます。「5,470」を「10,409」に訂正をお願いします。

ページが少し飛びます。62 ページでございます。同じく中段、⑦災害時避難行動要支援者の把握の表の部分でございます。平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度の実績値が「－」となっているところを、いずれも「1」ということで修正を願いたいと思います。

最下段でございます。⑧独り暮らしの高齢者の把握です。同じく平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度のそれぞれの実績値を「1」と修正願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、第 4 章における説明に入らせていただきます。28 ページからになります。よろしくお願いいたします。

第 3 章での基本的な考えに基づき、第 4 章では、第 7 期の計画に引き続き、地域包括ケアシステムを構成する介護、予防、医療、住まい及び生活支援の五つの基本方針について、第 7 期での実績と第 8 期での目標を具体的な事業ごとに計画して記載してございます。

なお、事業につきましては、個々の細かい事業になりますので、引き続きの事業ということもございますので、細かい説明は省略させていただき、基本方針ごとの説明ということで、よろしくお願いいたしますと思います。

28 ページから 36 ページ、基本方針 1、介護についてでございますが、第 8 期計画では、引き続き介護サービスの充実や介護給付の適正化の向上を図り、34 ページに記載がございします地域包括支援センターの機能強化を行い、地域ケア会議等での課題の適格な把握をし、高齢者やその家族に支援を行うこととしているところでございます。

37 ページ目をお開きください。37 ページから 48 ページまでが基本方針 2、予防についてでございます。第 8 期計画では、活動に参加していただけたらと思えるような環境づくりや運営側の人材の育成・確保、活動内容の周知や参加の促進等に努めるとともに、新規の活動等について計画を定め、体系的に展開できるように支援をしつつ、引き続き高齢者の介護の予防や健康づくり、社会参加への促進に向けた地域の活動を推進してまいります。

また、新規の計画として、48 ページを御覧ください。⑥でございます。新型コロナウイルス等の感染症対策についての事業を追加し、取り組んでまいりたいと考えております。

49 ページをお開きください。49 ページから 51 ページまでの基本方針 3、医療についてでございますが、第 8 期計画では、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り在宅での生活が続けられるよう、引き続き医療と介護の連携に向けた様々な取組を行い、在宅医療の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

52 ページをお開きください。52 ページ、53 ページは基本方針 4、住まいについてでございます。第 8 期計画においても、住宅の改修や高齢者向け住宅の入居の支援に努め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、計画を推進してまいりたいと考えております。

54 ページをお開きください。54 ページから 64 ページの基本方針 5、生活支援についてでございますが、第 8 期計画では、生活支援コーディネーターの活用促進や公共交通の在り方の検討、買物支援体制の整備などを通し、高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの充実を図ってまいります。

62 ページをお開きください。先ほど修正いただきました⑦災害時避難行動要支援者の把握及び⑧独り暮らし高齢者の把握については、近年増加する自然災害を踏まえ、新規の計画として地域での防災活動、情報に関する周知の徹底、

高齢者の見守り体制づくりに向けた関係機関との連携の強化、高齢者が安心・安全に暮らしていける地域づくりのため、既に実施しておりました事業でございますが、改めて記載し、防災対策の計画として位置づけているところでございます。

私からの資料の説明は以上でございます。

(事務局) 最後の部分、65 ページをお開きください。第 5 章、介護保険事業と介護保険料のところになっております。こちらについて、まずはサービスの各集計、見込み、推計、その後、保険料の御説明に入っていきたいと思っております。

66 ページをお開きください。66 ページ以降は、各在宅系のサービス、地域密着系のサービス、施設系のサービスということで、順次記載がございます。全体的に事前にお配りして、お目を通していただいたと思いますが、サービスがかなり増加しているメニューもございます。

その主たる要因といたしまして、11 ページに戻っていただければと思います。先ほどぎょうせいさんからも説明がございました、第 1 号被保険者の認定者数と認定数になっております。要介護、要支援の認定者数を合わせた数字です。令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年と徐々に増えていく形になっております。認定者数の増加、認定率の上昇がこれから出てきます。

見込みといたしましては、令和 5 年度時点で認定者数が 1,755 人、認定率が 12.1% となり、介護サービス体制の充実、施設整備の強化等々が重要な取組になっていくことがうかがえると思っております。

66 ページにお戻りください。幾つかのサービスを抜粋して説明させていただきたいと思っております。

68 ページをお開きください。⑥の通所介護、いわゆるデイサービスですが、見込みとして、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度、デイサービスの事業量、サービス量が増えていくということで、こちらも増加傾向にあるということがうかがえると思っております。

73 ページをお開きください。⑩居宅介護支援・介護予防支援でございます。ケアプラン計画、ケアマネ事業所は数量見込みになります。こちらもサービスの利用量の増加等に連動し、見込み量が増えていく傾向にあるということで、第 8 期に掲載させていただきました。

また、追加資料 1、A3 の大きめの資料をお開きください。第 8 期計画におきまして、4 種類の施設整備を予定しております。

1 番目としましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護です。こちらは定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24 時間 365 日介護と看護のサービスを必要なタイミングで柔軟に提供できるような事業所の整備ということで、令和 4 年度中に公募をかけていく見込みになっております。

2 番目として、看護小規模多機能型居宅介護です。こちらは第 7 期中に通常の小規模多機能型居宅介護を公募いたしまして、1 社を選定して、来年度オープンの予定にはなりますが、第 8 期中はプラス看護が加わりました、看護小規模多機能型居宅介護になります。この図にあるように、通い、泊まり、場合によっては対象者宅に訪問して介護のサービス、訪問看護のサービス、いわゆる複合型と言われるサービスになります。こちらも令和 4 年度中に公募の予定でございます。

続いて、前後しますが、3 番になります。地域密着型特定施設入居者生活介護（29 人以下）になります。こちらは定員 30 人未満、小規模な介護専用の有

料老人ホームや比較的安い費用で利用できる軽費老人ホーム、ケアハウスなどが該当しているところで、こちらにも令和4年度に公募の予定という案になります。

4番目、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（29人以下特養）ということで、こちらにも令和4年度に公募の予定ということで掲載させていただきました。こちらは29人以下の特養、特別養護老人ホームの整備ということです。4種類、おのおの3年間の間で一つずつ整備を図っていくということで、第8期の取組になります。

このものについては、計画のところでいきますと、計画素案の73ページの（2）地域密着型サービスの充実の①定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということで、令和4年度中に整備をして、令和5年度から事業の予定ということで、計画に記載させていただきました。

飛びまして、76ページをお願いいたします。先ほどA3の追加資料でも説明いたしましたが、⑥⑦⑧についても令和4年度中に公募を働きかけまして、令和5年度から事業を開始ということで、第8期の計画、整備の予定ということで、記載させていただきました。

79ページをお願いいたします。介護の保険料、給付費の財源ということになります。保険給付費については、公費負担が50%、保険料負担が50%となっております。保険料負担では、第1号被保険者の負担率が第8期では、今のところ、同じく23%となり、この割合は国から交付される調整交付金の交付率、提供されるサービスによって実質の負担割合は変化します。

下の図を見ていただきまして、公費の部分と保険料の部分ということで分かれています。施設系の事業と居宅系、在宅系のメニューで、国、県の負担率が若干変わって、施設系であれば、国が20%、県が17.5%、居宅系、在宅系であれば、国が25%、県が12.5%、種類によって負担の割合が変わってきております。逆に言いますと、保険料、第1号被保険者のところについては、今のところ、第8期も23%の負担割合ということで、計画してございます。

飛びまして、83ページをお願いいたします。④保険料収納必要額の算出になりまして、まず介護給付費です。向こう3年間ですが、こちらは国の制度共通のものの給付サービスになっています。

居宅サービスというところで、訪問介護、また先ほど説明しました通所介護について、認定者数、認定率の増加に伴い増加傾向ということで推計しております。

中段、地域密着型サービスでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護から地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護ということで、第8期中に整備する案件については、令和5年度から費用も増加していくということで推計しております。下段の施設サービスになります。介護老人保健施設、いわゆる老健ですが、7期中に整備されました徳洲苑の空き状況が8期中に大分埋まっていく傾向がうかがえるところがございます。あとは他市の老健等々の利用も増加していくということで、施設のサービスの見込み、金額の見込みということになります。あと、介護医療院については、一番下の介護療養型医療施設が令和5年度で経過措置が終わりまして、通常であれば介護医療院に転換していくというメニューになりまして、今後、介護医療院については、年々増えていくこととなります。本市におきましては、施設整備の予定はございませんが、成田市とか、芝山町、近隣で介護医療院の整備が進んでおりまして、広域型のサービスになり

ますので、こちら第8期の中では給付の増加が予想されます。

84 ページをお願いいたします。同じく国共通のサービスの中で、比較的軽いが使う介護予防サービスも令和3年度、令和4年度、令和5年度ということで、見込み額を掲載しております。この中では、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等々について、需要、ニーズの高まりということで、給付の部分も増えてくる傾向にあります。

あとは、先ほど言いました一番下、介護予防支援、介護予防のケアプラン作成についても増加傾向になります。

85 ページに行きまして、内訳になります。こちら1点、修正がございます。上から3段目の表の「総給付費(①) = (A) + (B) - (C)」とございますが「(C)」の削除をお願いいたします。大変失礼いたしました。「(①) = (A) + (B)」までで「(C)」は削除となります。失礼いたしました。

先ほど説明したとおり、この表の中の介護給付費(A)については、令和3年度24億7000万円、令和4年度26億4000万円、令和5年度28億6000万円。先ほど説明した予防給付費(B)のところで、令和3年度7700万円、令和4年度8600万円、令和5年度9600万円。こちらの(A)と(B)を足しまして、総給付費ということで、令和3年度が25億5000万円、令和4年度が27億2000万円、令和5年度が29億6000万円の見込みになっております。

その下、特定入所者介護サービス費等給付額は、主に非課税者の低所得者が対象になりますが、部屋代、食事代を軽減する分、給付負担分の3年間の見込みです。

高額介護サービス費等給付額は、1か月の介護サービスです。所得に応じて上限が決められまして、それを超えた場合、高額サービスということで、お返ししていく負担部分になります。

高額医療合算介護サービス費等給付額は、1年間で計算をいたしますが、医療と介護、両方を使った形で上限額が一定の水準に決められまして、それを超えた場合は、申請によって償還していく、お返ししていく部分の額になります。算定対象審査支払い手数料は、国保連等々を経由した場合にかかる手数料になります。

こちらを全て合計いたしますと、令和3年度約26億9000万円、令和4年度約28億7000万円、令和5年度約31億1000万円、3年間合計で86億8000万円という試算になっております。

86 ページをお願いいたします。上段、地域支援事業費は、市町村独自の事業、地域支援事業のメニューになります。介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業・任意事業費ということで、大きく二つのカテゴリーを合計したものが地域支援事業費となりまして、令和3年度2億3000万円、令和4年度2億3400万円、令和5年度2億3800万円、3年間合計で約7億円という試算の見込みが出ています。

さらに下、先ほど言った国共通のサービスの3年間の合計と、今、言いました市町村独自のメニュー、地域支援事業費を合計いたしまして、令和3年度29億2000万円、令和4年度31億円、令和5年度33億5000万円、3年間合計で93億9000万円という見込み額を算出いたしました。

87 ページに行ってくださいまして、先ほど言いましたように、第1号被保険者の負担割合は、このまま変更がなければ、23%ということになりますので、93億9000万円に23%を計算いたしまして、第1号被保険者負担分の相当額は約21億5900万円になります。

⑩調整交付金相当額になりまして、プラスされるところの要因といたしましては、地域で言うと、都市部エリアでない、いわゆる過疎地、農山地、高齢化率が高い市町村とか、後期高齢者率が非常に高い部分については、国から全体の事業費の5%相当分をもらえるのですが、富里市はまだ高齢化率が低くて、県内でも前期高齢者の率はかなり高いほう、後期高齢者の率が低いほうなので、調整交付金の不交付団体になります。なので、93億9000万円の約5%相当、4億4900万円については、逆に保険者の負担に加わっていく形になります。そうすると、⑨と⑩を足したもののから、下の⑬、富里市介護給付費等準備基金取崩し額、2億円ということになります。

給付費等々がかなり増えていくこともございますし、第7期を終える今年度末の予定で基金残高が約14億円近く見込まれることから、市の考えとしては、2億円を取り崩して、保険料に還元していくということで、今回、計画に記載させていただきました。なので、⑨と⑩を足したもののから2億円を引いた額、⑰の約24億800万円が必要額ということになります。

88ページを御覧ください。⑰の24億800万円という必要額が出た中から、こちらが保険料の収納率、普通徴収等もございますので、97.7%と理解しまして、さらに3年間の第1号被保険者数の総数、3年分を合計した見込み者数、4万3663人を割ることで、約5万6400円という保険の基準額ということになります。月額にいたしまして、4,700円。参考までに第7期については、基準額の年額は5万8800円、月額に直しますと4,900円ということで展開されます。

これについては、本日の追加資料2、A4の資料を御覧ください。富里市におきましては、10段階の保険料ということで段階を設けております。先ほど言った基準額については、第5段階になりまして、第7期の5万8800円、第8期の案としましては、5万6400円ということで、年額2,400円の減額という形を予定しております。

参考に第1段階、第2段階、第3段階については、既に消費税10%増税に伴う低所得者保険料軽減という措置がございまして、第1段階、第2段階、第3段階の1万6900円、2万8200円、3万9400円については、軽減措置が適用された額になります。同じく第7期の1万7600円、2万9400円、4万1100円についても軽減適用後ということで、後々承認されて、保険料の条例が制定された場合は、この額で推移していくことになります。

段階が上がれば上がるほど、第7期、第8期の年間の保険料の下がり幅が変わってくるということで、今回は5段階の基準額ということで、前回の5万8800円から5万6400円になったということで、御提案させていただきたいと思えます。

一通り、3ブロックに分けて説明しましたが、一つ、事務局から22ページの基本理念についてございますので、課長からよろしく願いいたします。

(高齢者課長) 22ページにお戻りいただければと思います。先ほど御説明がございましたが、計画の基本理念ということで、下に四角で囲ってございます「ともに支えあい笑顔が生まれるまち」ですが、こちらは第7期、現計画からの継承でございます。基本的にはこれを変えないまま、この形のまま進めさせていただければと思いますので、御意見があれば、後ほどお願いいたします。

もう一点、先ほど担当から御説明させていただきました各施策の表のところですが、例として、29ページの介護保険サービスの表の一番下の※、令和2年度の実績値は見込み、さらに実績が少ないのは、新型コロナウイルス感染症の

影響ということで、令和２年度の数値が極端に少ない、もしくは０となっており、今年度については、特殊事情もございますので、こういった表記をさせていただきます。これ以降、こういった表現が大分出てまいりますので、御了承いただければと思います。

私からは以上でございます。

(事務局) 以上、事務局からの説明は終わりました。会長、お願いいたします。

(宮川会長) ただいま議題「(２) 富里市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画(素案)について」の御説明がありましたが、皆様から御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) 26 ページなのですが、北部地域、中部地域、南部地域に分かれていて、先ほどの御説明で千葉県の中でも高齢化率が低いという恵まれた環境にあるとございました。中部地域が一番人口が多くて、しかも、高齢化率が低いということなのですが、これは若い方の定着率がいいということなのでしょうか。

(宮川会長) 事務局、お願いいたします。

(事務局) こちらは七栄地区がメインになるのですが、七栄はアパートが結構多いです。そういった方の転入、転出、結構人の入替えがあったり、新しい宅地ができると若い御夫婦なり、お子さんも小さい家庭が多いものですから、人口の割には高齢化率が低いという傾向にあります。以上でございます。

(宮川会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(宮川会長) どうぞ。

(委員) 質問というか、意見というか、見させていただいて、前回も説明があったとおり、運動器機能の低下の心配がある方が多かったり、健康に不安を抱えている御高齢の方が多いということだったので、こういった方々が介護サービスが必要な状態にならないように、介護予防の取組がすごく大切なのだろーと感じたので、そういったところに力を入れたものにしていただけたらと感じています。

それから、認知症のところで、私、気になったのは、34 ページに御高齢の方の権利擁護のことが書いてあったと思います。43 ページも一番上のところから認知症対策の推進が書いてあるのと、61 ページに交通安全対策の項目もあったと思うのですが、最近、事業所の近くでも交通事故でお亡くなりになった方がいたり、その方が認知症だったかどうかは分からないのですが、認知症の方でお車を運転されていて心配というお話をいただいて、ただ、我々だけではその方の運転をやめさせることもできないということで、認知症関連として、権利擁護と認知症対策の推進と交通安全というところは、一体的にということまでいかななくても、その辺は認知症が進行する前に対応する必要があると常々感じているので、最近、相談が増えていると感じるので、対策を入れていただけたらと感じました。

(宮川会長) どうぞ。

(高齢者課長) 権利擁護の 34 ページは、市長申立ての件数です。必ずしも権利擁護の市長申立てというわけではございませんので、数値としては、令和３年度から令和５年度までの試算でございます。こちらについては、各種相談がございまして、それぞれの状況に応じて対応してまいりたいと思います。

それから、交通安全、あるいは認知症ということで御指摘いただきまして、

例えば 61 ページを御覧いただきますと、交通安全対策ということで、交通の問題が富里では一番喫緊の課題でございます。運転をしないほうがいい方もいらっしゃるのですが、運転しないと生活ができないという特徴がございます、そういった形で長く運転をして生活ができるかというところがございます。公共交通といいましても、車に乗り慣れていると、バスに乗るより自分で行ったほうが早い、あるいは自由な時間が欲しいとか、そういったところがあります。お買物サービスなども、例えば車が来るのだけれども、自分で行ったほうがいいのか、そういった考えがございますので、なるべく長く運転ができて、認知症にならないという施策が取れないかと、私、この 2 年間ずっと考えていますけれども、なかなかいい案が浮かびません。ほかの部署との関連もございまして、公共交通の充実も含めまして、そういったところを一体的に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(宮川会長) ほかにございますか。どうぞ。

(委 員) ケアマネジャーをしているのですけれども、そちらの視点からお話をさせてもらおうと、66 ページなのですが、訪問介護などは、令和 3 年、令和 4 年にいくにつれて、利用する回数が増えていっているのですけれども、現在の時点で既に富里市では受けていただけない、定員がいっぱいなので、受け入れることができませんと断られてしまって、八街市とか、成田市のほうで訪問介護をお願いしている現状なのですが、これは施設ではないから、公募をかけるというのはちょっと難しいのですか。

(宮川会長) 押切さん、どうぞ。

(事務局) いわゆる広域型の県指定の訪問介護の事業所等々については、基本的に事業所の要件があって、希望があれば、届出の書類などが全部そろえば、県のほうに出していただいて、開設できるところがあるので、我々としても包括さんの御意見とか、各ケアマネ、事業所さんから、新規の利用者さんを紹介するのに、在宅系のサービス事業所が本当に少ないのだということは、常に耳にしております。

我々もぜひいろいろ協力できる点は、情報提供などを展開するのですが、行政としても今の富里市の現状としては、在宅にしながら訪問してくれる社会資源が整っていただけると、非常にありがたいという同じ気持ちでいるので、そこら辺は、連携とか、意見交換をさらに進めていければと思いますので、社会資源が少ないと、幾ら計画を立てて、入ってくださいと提示しても、そこで枯渇してしまうと、何の意味もないので、我々ができることは研究・調査をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委 員) ありがとうございます。

(委 員) 同じ質問になるのですが、公募しても集まらなかったのですね。広域型の事業所も入ってきていないのですね。その辺で打つ手とか、あるいは集まらない理由等を分析されているのでしょうか。

(事務局) 先ほどの部分については、県指定の訪問系です。今の話だと、先ほどの公募の施設の特に 29 人以下の特養とか、定期巡回・随時対応型のところで、我々の過去の経験を踏まえると、まずは周知の方法とか、ホームページの PR の部分をもっと変えていく必要があるところと、あとは、まだ確定ではないのですが、見込みとして、令和 3 年度より地域区分等々が変わっていくところがあるので、介護報酬の部分で多少の上乗せが出てくる。そこら辺の部分も含めて、情報共有とか、積極的な周知、窓口とか、問合せがあったときにも、その部分につ

いては、より具体的に聞き取りをしながら、ぜひというところで、いい事業者があれば、積極的にお話を聞きながら、ないならないで、もうちょっと PR や周知の方法も含めて、総合的に考えていきたいと思います。

以上です。

(宮川会長) ほかにございますか。

それでは、ないようですので、これで質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議題は終了いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御協力をありがとうございました。コロナに負けないように、皆さん、気をつけていただければと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

4. その他

(事務局) 宮川会長、ありがとうございました。

今後の流れですが、パブリックコメントは 28 日まで期間がございます。今、運営協議会の皆様の御意見等々、貴重な意見も念頭に置きながら、市と委託業者であるぎょうせいさんと中身を詰めていきながら、市の上層部とも調整を取りながら、計画のところで第 8 期は進めていけるような形を取っていければと思います。特段異論がなければ、保険料についても、第 7 期より少し下げるところで、今回、御提案をさせていただきました。

次回、3 月 26 日を 3 回目の運営協議会の予定にしております。3 月 26 日金曜日の午後、場合によっては、最後の運営協議会なので、分科会及び今回のセットということで、今のところは考えております。

コロナの状況等々で、場合によっては、開催がない場合もございますが、その場合は資料配付と、この段階で間に合えば、製本された計画が配付できれば、委員の皆様には、当日、御配付ということを考えております。その形でいきたいと思います。

あと、年末に向けて、コロナの部分等々でいろいろ課題等はございます。課長からコロナのことを含めて、年末にかけてのをお願いします。

(高齢者課長) 新型コロナウイルスは、昨日は 4 例出ました。あつという間に 50 を超えました。今後も全国的な経過に併せて市内でも増えていくと思われます。

介護施設等でもいろいろ御注意をしていただいて、文書等も出させていただいているのですが、気をつけていても、どこで感染するかはよく分からないところもございますので、皆さん、くれぐれも気をつけていただいて、経済も回さなければいけない両輪の中で、難しいところだとは思いますが、くれぐれも御自愛いただいて、お過ごしいただければと思います。

本日は、お忙しい中、御協議いただきまして、ありがとうございました。

5. 閉会

(事務局) それでは「令和 2 年度第 2 回富里市介護保険運営協議会」を終わらせていただきます。ありがとうございました。